

旭川市職員措置請求に係る監査結果

(旭川市博物館の資料に係る財産管理)

平成25年6月27日

旭川市監査委員

目 次

第1	監査の請求	1
1	請求人等	1
2	請求書の提出	1
3	請求書の補正	1
4	請求の内容	1
第2	監査の実施	5
1	請求の受理	5
2	監査対象事項	6
3	監査対象部局	6
4	請求人の証拠の提出及び陳述	6
5	関係職員の陳述	6
6	実地調査	6
第3	監査の結果	7
1	事実関係の確認	7
2	判断	9
第4	意見	13
参考資料		
○	地方財政法（抜粋）	14
○	地方自治法（抜粋）	14
○	旭川市物品管理規則（抜粋）	14
○	博物館法（抜粋）	14
○	博物館の設置及び運営上の望ましい基準（抜粋）	14

第1 監査の請求

1 請求人等

(1) 請求人

(省略)

(2) 請求人代理人 (省略)

(省略)

2 請求書の提出

平成25年4月8日付けの請求書が郵送され4月30日に收受したほか、5月2日付けの「措置請求書の訂正申立書」(以下「訂正申立書」という。)が郵送され5月7日に收受した。

3 請求書の補正

地方自治法(以下「法」という。)第242条に基づく監査を行うための要件が不足していたので、平成25年5月9日付け旭監第25号「旭川市職員措置請求に係る請求書の補正等について」により補正を求め、5月16日付けの「補正等に対する回答」が郵送され5月22日に收受した。

4 請求の内容

請求人提出の旭川市職員措置請求書及び補正等に対する回答(以下「措置請求書等」という。)の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の要旨(原文のまま。訂正申立書の訂正箇所は下線、訂正内容は【 】。)

下記に述べる旭川市博物館におけるアイヌ関係等の民族資料及び考古資料に関する財産について、同博物館は違法にその財産の管理を怠って【博物館職員は違法にその財産の管理を怠って】いる事実を確認し、この怠っている事実を改め、是正するための必要な措置を講ずべきことを、別紙添付書類を添えて請求する。

1 監査請求の趣旨

(1) 旭川市博物館におけるアイヌ関係等資料の収蔵

1972年、A氏ら故B氏の遺族は市立旭川郷土博物館(現在の旭川市博物館)に対し、第1に故B氏が所蔵していた考古学資料を売却し(甲第2号証)、第2に同じく故B氏が所蔵していた甲第1号証に記載されるアイヌ等に関わる民族関係資料を寄贈し、旭川市は旭川市議会の承認を得てこれらの購入及び寄贈を受けた。第3に、その後、A氏によって旭川市博物館に持ち込まれ、そのまま旭川市博物館が収蔵しているアイヌ等関係資料も存在する。これら第1ないし第3に記載する資料は旭川市博物館において河野コレクションと称されている。

故B氏及びその父故C氏は、日本でも著名なアイヌ学者で全道のみならず樺太、

千島等におけるアイヌ等の北方諸民族の研究に携わっていた。同人らは明治以降膨大なアイヌ等に関わる資料を収集していたが、故B氏が死亡した際、同じくアイヌ研究者であるA氏らの遺族が、これらの資料を市立旭川郷土博物館（当時）に売却ないし寄贈し、広くアイヌ等北方諸民族の歴史、文化の研究、普及に資することを意図したものである。またA氏は、旭川市博物館に勤務していた時期があったことから、その頃、同氏は所蔵するアイヌ等に関する資料を持参し河野コレクションに追加して、アイヌ等北方諸民族の歴史、文化の研究、普及により一層資することを意図した。

旭川市博物館は少なくとも上記甲第1号証及び甲第2号証に記載されるアイヌ等に関わる民族関係資料及び考古学関係資料を含む河野コレクションを収蔵、保管、管理し、時にその一部の展示等を行なっている。

これらの河野コレクションは、全国的にこれほどまとまっているものではなく、したがってこのようなまとまった大量の資料を収蔵している博物館は極めて珍しいばかりか、質的にも文化財として一級の資料である。特に、現在日本中でアイヌ等に関する民族関係資料及び考古学関係資料はその散逸が激しく、旭川市博物館の収蔵するこれら河野コレクションは、旭川市民の大きな宝である。

（2）違法な財産管理

上記旭川市博物館が管理する河野コレクションは、旭川市教育委員会のもとで旭川市博物館において管理、保管、展示し、旭川市民など博物館を訪れる人々の教育のために、またアイヌ等北方諸民族の歴史、文化等の研究、普及のために供される旭川市が管理する行政財産である。

地方財政法8条は、地方公共団体の財産は「常に良好の状態においてこれを管理」しなければならないと規定する。

ところが、実際の旭川市博物館における河野コレクションの管理は、以下のとおり、極めてずさんなものであって、地方財政法8条に違反する管理を行なっている。

ア 極めて希少な価値を有するエンチュ（樺太アイヌ）のアザラシの皮製の子供衣服は、展示の度に裂け目が入りながらも補修されないまま展示や貸し出しを継続している

イ 100点以上の漆器類にカビが生えたのに伴い、漆の剥離が進行している。これは適切な温湿度が保持されていないためである。

ウ 儀礼用の刀10点以上の鞘、柄、刀身、鐔の各部が解体されたまま放置され、復元が困難になっている。

エ 石狩御場所宛の刀（アイヌと和人の交易に関する貴重な資料）の鞘の金属製被覆部分の剥離が激しいにもかかわらず放置されたままであり、その剥離が進行している。

オ 民族衣装の刺繍糸の色調の退色が激しい。

カ 毛皮類の脱毛が激しい。

キ 土器の石膏複製品（これは北海道で始めて作成された複製品であり、複製品自体の歴史的価値を有するものである）が無造作にダンボール内に詰め込

まれ壊れ易い状態に置かれている。

以上は例でしかないが、特にイ、カなどは、温湿度の管理が適切に行なわれていないために発生している。そもそも漆器類、動物性の毛皮類は、それぞれの原料が違うためにその温湿度の管理も異なるものである。しかし、旭川市博物館では、これら異質のものを同じ収蔵庫内において管理しているために同一の温湿度下におかれている。その結果、漆器類にはカビが生え、毛皮類は脱毛したものである。

また、アは、展示を繰り返す際に劣化した毛皮に亀裂が入ったと考えられるが、これは毛皮の手入れや扱い方がずさんなためである。ウは、専門知識のないものが徒に解体した結果と考えられ、現状では復元が極めて困難な状況に陥っている（少なくとも現状の管理体制のもとでは復元は不可能である）。エは剥離部分を止めるなどの措置が求められているところ、これを放置しているために復元が不可能になる危険性がある。

さらに、オなどの衣類は、植物繊維によってできているため強い光源にさらされると劣化、退色するのは当然である。しかし刺繍糸は無秩序に光源にさらすために退色が激しくなっている。

このような旭川市博物館の管理は、文化財の管理としてその常識を逸脱するもので、明らかに「良好な状態における管理」ではない。しかも、必ずしも莫大な予算措置を講じなくとも、こまめに点検を実施し、その都度改善するなどによって相当程度は適切に管理できるものである。このような文化財等の管理方法については、例えば北海道道立開拓記念館などで行われている管理方法を参考にするなどすればよいのである。なぜなら少なくとも北海道道立開拓記念館は旭川博物館のようなずさんな管理はしていないからである。旭川市博物館の上記管理方法は、常識外れの極めて不適切な管理方法といわざるを得ず、地方財政法8条に反するものである。

(3) 結論

よって、地方自治法242条1項に基づき、旭川市監査委員に対し、旭川市博物館における甲第1号証及び甲第2号証に記載されるアイヌ等に関わる民族関係資料及び考古学関係資料を含む河野コレクションの管理行為が、違法にその財産管理を怠っている事実の確認を求めるとともに、当該怠る事実を改め、是正する等の適切な措置をとることを請求する。

2 添付書類

- 甲第1号証 河野コレクション目録Ⅰ 民族関係資料
- 甲第2号証 同Ⅱ 考古学関係資料
- 甲第3号証 写真（漆器類にカビ等）

〔 上記2添付書類については、請求人から提出されているが、本監査結果では添付を省略する。 〕

(2) 補正等に対する回答（原文のまま）

貴職らから、旭監第25号事件（監査請求人（省略））について、平成25年5月9日付けで出された、「旭川市職員措置請求に係る請求書の補正等について」と題する書面について以下のとおり回答をする。

1 不備と認められる事項について

(1) 事実証明書は、甲第4号証として、昨年度まで旭川市博物館に勤務していたA氏の陳述書及び同陳述書添付の写真を提出する。そもそも、請求人が請求する内容は、なかなか第三者が立ち入ることの出来ない博物館において、いわば密室の状態です長年放置されてきた博物館資料の管理を問題にするものであるから詳細な事実証明書の添付は困難が伴うものである。したがって請求人が本件において請求する内容は同博物館の違法な財産管理の一部を構成するに過ぎないものであるが、それでも元職員であるA氏の陳述によってその杜撰な管理の一部は明らかであると思料する。

(2) 請求書3ページのアないしキの財産の特定について

この点も甲第4号証に可能な限り特定されている。この特定の点では、第1に旭川市博物館が所蔵するアイヌ等の民族資料等や北方民族の考古資料という方法で特定がなされているものである。つまり、旭川市博物館が所蔵するアイヌ・北方民族の資料すべてが本件請求の対象であり、アないしキはその一例であって、これらの旭川市博物館が所蔵する資料すべてが、適切な温湿度等の管理をなされておらず、また無造作に保管されているに過ぎないのである。

また本来これらの特定は、旭川市博物館による目録の整理が行なわれるべきところ、甲第4号証でも指摘されているとおり、目録の整理や登録番号ないしバーコード整理がなされていないものもあり、請求人によるより具体的な特定が困難になっている原因は旭川市職員が目録整理が適切に行なわれていない点にあるのである。この点をもって請求人に不利益になることは信義則上許されるものではない。

以上を前提に以下のとおりアないしキについて特定する。

ア・・・旭川市博物館所蔵品目録IX、51ページ記載の登録番号4161

イ・・・同目録XX、1ないし32ページ及び同目録XXI、1ないし32ページのすべて

ウ・・・旭川市博物館が所蔵するアイヌ及び北方民族の儀礼用刀

エ・・・旭川市博物館が所蔵する鞘に「石狩御場所」と墨書きされた刀

オ・・・甲1ないし甲2の河野コレクションと称されている民族衣装すべて

カ・・・旭川市博物館が所蔵するアイヌ及び北方民族の毛皮類すべて

キ・・・旭川市博物館が所蔵する北海道で始めて複製された石膏副製品（レプリカ）で、平成24年12月頃まで「資料収納箱」に収納されていたもの

(3) 旭川市のこうむった損害について

請求人は、本件請求に当たって旭川市博物館の職員が収蔵する財産の管理を怠っている事実の確認、当該怠る事実の是正を求めている。したがって、当該職員に対する損害賠償等の金銭請求を求めているものはない。このことを前提に以下述べることとする。

旭川市物品管理規則9条では、物品を管理する職員は常に善良な管理者の注意をもって職務を行なうと規定しており、請求人は旭川市博物館の職員によるアイヌ等の民族資料等や北方民族の考古資料の管理がこの管理義務に違反することをもって財産管理を怠る事実としてその確認を求めているものである。なお、東京地裁平成10年5月28日判決では、東京都の職員のタクシーチケットの管理を巡って、その管理が東京都物品管理規則に違反し違法である旨判決しているのと同様である。

財産被害は、甲第4号証添付の写真によって、その財物が毀滅等していることが明らかである。この毀滅等による具体的な財産的被害は、時価相当額を鑑定するほかはないが、洗浄、修復にかかる費用として算定することも可能であると思われる。もし、監査委員が、本件請求において、「財産管理を怠っている事実の確認、当該怠る事実の是正」以上に請求人においてその具体的財産被害を求めているのであれば、請求人は1000円をくだらない、と考えるところである。もっとも損害賠償の請求を求めているわけではないことは上記のとおりである。

2 確認を要する事項について

(1) 請求人代理人は、本件の請求をなすものではない。

(2) 請求人代理人は本件請求手続きにおいて請求人を代理するものである。そして、請求自体（請求の補正も含めて）が請求人本人よってなされる事を要し、代理になじまないとされるのであれば、それらの手続きに関しては請求人本人においてなすものであるから、その都度指摘していただきたい。

〔 上記甲第4号証については、請求人から提出されているが、本監査結果では添付を省略する。 〕

第2 監査の実施

1 請求の受理

平成25年5月9日に監査委員会議を開催し要件審査を行った結果、監査を行うための要件が不足していたので、同日付けで請求人に対し書面による補正等を求めた。また、5月22日に請求人による補正等に対する回答を得て、同日に監査委員会議を開催し、改めて要件審査を行いこれを受理した。

なお、5月16日の塩尻伸司監査委員及び小松晃監査委員の退職に伴い、5月17日からは後任の能登谷繁監査委員及び中村徳幸監査委員が監査を実施した。

2 監査対象事項

措置請求書等では「アイヌ等に関わる民族関係資料及び考古学関係資料を含む河野コレクション」また「旭川市博物館が所蔵するアイヌ・北方民族の資料すべて」に係る財産管理が本件住民監査請求の対象であるとしているが、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、（中略）監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右請求について監査をする義務を負わないものといわなければならない。」（平成2年6月5日最高裁判決）と判示されていることも考慮の上、監査の実施に当たっては措置請求書等に記載された事項及び事実を証する書面から判断し、旭川市博物館の次の資料に係る財産管理を監査対象事項とした。

(1) 資料

- ア アザラシの皮製の子供用衣服（旭川市博物館所蔵品目録IX51ページの登録番号No.4161）
- イ 漆器類（旭川市博物館所蔵品目録XX 5～22ページの001～054及び旭川市博物館所蔵品目録XX I 5～22ページの001～054）
- ウ アイヌ及び北方民族の儀礼用の刀で解体されたまま放置されているもの
- エ 鞘に「イシカリ御場所」と墨書きされた刀
- オ 措置請求書等に添付された甲第1号証「河野コレクション目録I」の番号79～103の民族衣装
- カ アイヌ及び北方民族の毛皮類全て
- キ 土器の石膏複製品

3 監査対象部局

監査対象部局を社会教育部とし、関係書類の提出を求めた。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会については、平成25年5月24日付けで書面により請求人から必要としない旨の申出があったため実施しなかった。

5 関係職員の陳述

平成25年6月4日に、社会教育部長及び担当者から陳述を受けるとともに、文書照会を行った。

6 実地調査

平成25年6月4日に、旭川市博物館において監査対象事項に係る資料の実地調査を

行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する法令又は基準等との照合、関係書類等の調査、関係職員の陳述及び実地調査を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 旭川市博物館の概要

旭川市博物館は、旭川市を中心とした主に北北海道の歴史・文化及び自然に関する各種資料を収集、保管、展示して市民の利用に供し、教養や調査研究を深めていくために必要な事業を行い、市民の教育、学術文化の発展向上に寄与することを目的として昭和27年7月に旭川郷土博物館として創設開館され、昭和43年の移転を経て、平成5年9月から現在地である旭川市大雪クリスタルホール内に現名称で設置されている。本館には、常設展示室及び特別展示室、第1から第3までの収蔵庫、燻蒸室などを備えているほか、附属施設の茶室及び分館のアイヌ文化の森「伝承のコタン」を備え、平成23年度末現在において、84,555点の資料が登録されている。

また、旭川市博物館は、博物館法第2条第1項に規定する博物館であり、平成5年9月に博物館登録原簿に登録を受けたものである。

(2) 河野コレクションの概要

河野コレクションとは、C氏・B氏・A氏の三代にわたり収集された民族資料及び考古資料の総称であり、昭和47年に旭川市がA氏らから購入した考古資料11,207点及び寄贈を受けた民族資料1,759点の資料である。

また、これらは、旭川市博物館において所蔵している資料であり、地方財政法第8条及び法第237条第1項に規定する財産に該当し、旭川市物品管理規則に基づく管理が求められるものである。

(3) 監査によって確認した事実

ア 関係職員の陳述について

(ア) 旭川市博物館における資料については、文部科学省の基準や日本博物館協会の指針などを参照し、独自に資料の整理方針を定めて管理している。また、カビや資料の劣化を防ぐため、収蔵庫の温度を22～25℃、湿度を55%程度に管理し、職員による資料の点検を行うとともに、民族資料は、全面木張りで調湿機能を持つ専用の第3収蔵庫で管理するほか、資料の防虫及び防カビのための燻蒸施設を備えている。さらに、常設展示室も収蔵庫と同じ温湿度環境で管理し、資料の劣化を防ぐため照明等の配慮も行い、資料の管理については、細心の注意をもって取り組んでいるとのことであった。

(イ) アザラシの皮製の子供用衣服については全体に劣化が見受けられるが、昭和47年の収蔵以前からの状態と考えられ、展示や貸出しによって劣化したとの記録はなく、ここ10年以上貸出しは行っていない。また、資料の補修を行いたい

と考えてきてはいるが、毛皮等の民族資料の文化財修復家はほとんどいないという現状があり、専門機関への相談においても補修は難しいとされたとのことであった。

- (ウ) 漆器類のカビの発生については、平成22年4月に漆器碗約100点の漆皮膜表面にカビが生じたのを確認し、直ちにカビが確認できたもの、できないものの全てをアルコールで除菌処理した。このカビは漆皮膜の表面にとどまるもので、木質部に生じたものではないことから、漆皮膜の剥離を生じた事実はなく、それ以後はカビの発生は確認されていない。また、資料の防カビについては、職員が燻蒸施設の管理運営に係る資格を取得するほか、最低月1回の点検と資料の小まめな確認を行っているとのことであった。
- (エ) 儀礼用の刀については、セットの状態のものはそのまま、種別にまとめられた資料はその種別ごとに保管してきており、職員が刀を分解した事実は確認できず、その意味や必要性も理解できない。また、解体されたものがどの資料を指しているのか特定されていないため、回答できないとのことであった。
- (オ) 鞘に「イシカリ御場所」と墨書きされた刀に関わり、台帳への登録の有無については、バーコードナンバーも付しており指摘のような事実はない。資料は恐らく150年以上経過しており、昭和47年の収蔵時には既に腐食していたと考えられ、金具は指摘のとおり粉状に風化しているが、保存処理を行うこと自体が難しいものである。また、風化が進行しないよう酸素遮断フィルムに入れて保管しており、どのような保存処理が可能なのか、専門家の指導を仰ぎながら調査研究を進めていきたいとのことであった。
- (カ) 民族衣装の刺しゅう糸の退色について、常設展示室では、展示資料の色あせや劣化が進行しないよう紫外線吸着用フィルムを装着したランプを使用し、注意すべき資料については展示ケース内の照度を極力落とすなど十分に配慮して展示を行っており、指摘のような実態はない。また、河野コレクションの民族衣装は25点あるが、展示している衣装はその一部であり、どの段階からどの程度色あせしているかは明らかでない。さらに、資料の貸出しについては原則として30日とし、貸出先の博物館の学芸員とも十分に打合せを行い、運搬は美術梱包を指定し温湿度を管理した専用車で行っている。これらより、指摘のような資料の色あせは生じていないと認識しているが、今後も展示資料の状態を注意深く観察していくとのことであった。
- (キ) 毛皮類については、いずれの資料も100年近く経過しているものと思われるが、上記(ア)のとおり温湿度管理を行う収蔵庫で保管していることもあり、柔軟性を保ち比較的良好な状態にあって、脱毛が著しい実態はない。また、上記(ウ)のとおりのカビの発生を受けて、最低月1回の定期点検を行うことを申し合わせるほか、日々の業務においても観察を心がけている。さらに、資料の材質に応じて違った条件で収納することは理想ではあるが、地方自治体では予算の都合もあり難しいとのことであった。
- (ク) 土器の石膏複製品については15点あるが、河野コレクションとして購入した考古資料には含まれていない。そのうち2点は台帳に登録しているものの、他

の資料については受入番号を付さず参考品として管理している。資料の経歴が不明であるが、指摘のような経過をもつ資料であることが詳しく確認できれば、残りの複製品についても資料化を進めていきたいとのことであった。

なお、これら参考品は、以前は箱に詰めるなどして保管していたが、現在は他の土器資料と同様に収蔵庫の棚で保管しており、指摘のような実態はないとのことであった。

イ 実地調査について

(ア) アザラシの皮製の子供用衣服について、一部に裂け目があることを確認したが、その発生時期は不明であった。また、資料は、上記ア(ア)のとおり温湿度管理された常設展示室で展示されていた。

(イ) 漆器類について、現状ではカビは生じていないことを確認した。また、カビが生えたことによる漆の剥離は確認されなかった。

(ウ) 儀礼用の刀について、請求人が主張する解体されたまま放置されているものを特定することはできなかった。また、そのような状態が推定される資料も確認されなかった。

(エ) 鞘に「イシカリ御場所」と墨書きされた刀について、一部が粉状に風化していることを確認したが、その発生時期は不明であった。また、資料は、収蔵庫において酸素遮断フィルムに入れて保管され、バーコードナンバーが付されていることを確認した。

(オ) 民族衣装について、刺しゅう糸の退色が激しいものは確認されなかった。また、収蔵庫及び常設展示室の照明は紫外線吸着用フィルムを装着し、収蔵庫の資料は専用の紙に包み防虫剤を入れて保管されていることを確認した。

(カ) 毛皮類について、脱毛が激しいものは確認されなかった。また、資料は、上記ア(ア)のとおり温湿度管理された収蔵庫及び常設展示室で保管、展示されていることを確認した。

(キ) 土器の石膏複製品については、全て収蔵庫の棚で保管されていることを確認した。

2 判断

(1) 請求人の主張する財産の管理を怠る事実の法的検討について

請求人は、措置請求書等において、監査対象事項が地方財政法第8条及び旭川市物品管理規則第9条に違反すると主張している。

地方財政法第8条の規定については「「良好の状態においてこれを管理」ということは、善良なる管理者の注意をもって管理すべきことを命じたもの」（石原信雄・二橋正弘著「新版地方財政法逐条解説」ぎょうせい）と一般的には解釈されており、旭川市物品管理規則第9条の規定とともに物品に関して善良な管理者の注意をもって管理することを定めたものである。また、善良な管理者の注意をもって管理するとは、委任に係る受任者の注意義務を定めた民法第644条で「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。」と規定されており、「社会通念上一般に期待されている業務上相当の注意を

もって慎重に事を行なうこと」（昭和46年6月10日最高裁判決）と判示されているほか、「とくに委任においては、受任者の職業・地位・知識等において一般的に要求せられる平均人の注意義務をさす点で抽象的であるが、しかし各具体的場合の取引の通念に従って、相当と認むべき人がなすべき注意の程度をいうものとされる。」（中川善之助・遠藤浩編「新版債権各論」日本評論社）と一般的には解釈されている。

以上のことから、本件住民監査請求において請求人が主張する違法性の有無については、監査対象事項に係る資料が善良な管理者の注意をもって管理されているか否かにより判断するのが相当である。

（2）監査対象事項に係る資料の保管，展示等の状況について

上記（1）の観点より、博物館法第8条の規定に基づく「博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成23年12月20日文部科学省告示第165号）」、博物館に係る公益的団体が示す基準、一般に販売等が行われている出版物・文献等に掲載されている基準あるいは他の北海道内の公立博物館の取組に照らし、監査対象事項に係る資料の保管，展示等の管理の実態並びに施設及び設備の整備状況等に関する事実関係の確認等に基づき、以下に掲げる項目ごとに判断する。

ア アザラシの皮製の子供用衣服について，展示の度に裂け目が入りながらも補修されないまま展示や貸出しを継続しているとの主張について

この子供用衣服については、1（3）監査によって確認した事実のア（イ）及びイ（ア）のとおり、関係職員の陳述及び監査委員による実地調査において、資料の一部に裂け目が生じていることは確認されたが、1（3）監査によって確認した事実のア（ア）のとおり温湿度管理を行うとともに、補修の検討もされていることから、博物館における資料の管理として一般的に要求される注意義務を欠いているとはいえず、善良な管理者の注意をもって管理されていると認められる。

また、展示室の温湿度は「一般的には標準温度を20～25℃，標準湿度を50～60%の間で計画することが多い。」（加藤有次・椎名仙卓編「博物館ハンドブック」雄山閣）と一般的には解釈されているところ、旭川市博物館の常設展示室の温湿度管理は1（3）監査によって確認した事実のア（ア）のとおり行われており、適切であると認められる。

よって、請求人の主張を認めることはできない。

イ 100点以上の漆器類にカビが生えたのに伴い，漆の剥離が進行している。これは，適切な温湿度が保持されていないためであるとの主張について

漆器類については、1（3）監査によって確認した事実のア（ウ）及びイ（イ）のとおり、関係職員の陳述及び監査委員による実地調査において、現状ではカビは生じていないことが確認されたほか、過去にカビが生えたことによる漆

の剥離は認められず、また、1（3）監査によって確認した事実のア（ア）のとおり温湿度管理を行うほか、燻蒸施設の整備及び管理、定期的な点検を実施していることから、博物館における資料の管理として一般的に要求される注意義務を欠いているとはいえず、善良な管理者の注意をもって管理されていると認められる。

なお、収蔵庫の温湿度は「資料内容によって一概にはいえないが、一般に資料保存に適した標準温度は20±2℃程度」「一般に資料保存に適した標準湿度は60±5%程度」（博物館ハンドブック）と一般的には解釈されているところ、旭川市博物館の収蔵庫の温湿度管理は1（3）監査によって確認した事実のア（ア）のとおり行われており、適切であると認められる。

よって、請求人の主張を認めることはできない。

ウ 儀礼用の刀10点以上の鞘、柄、刀身、鐔の各部が解体されたまま放置され、復元が困難になっているとの主張について

儀礼用の刀については、措置請求書等に添付された甲第4号証で「ウの10点以上については、すでに早い時点（郷土博物館時代）で鞘、柄、刀身、鐔が分離されてしまっており、それらのどれとどれが組みになるものであったかを判断できなくされてしまっている。なお、そのような措置がとられた時点が何時であり、その担当者が誰であったかは定かでない。」としているほか、1（3）監査によって確認した事実のア（エ）及びイ（ウ）のとおり対象の特定に努めたところであるが、特定認識できる事実は認められなかったことから、第2の2監査対象事項で引用した判例に照らし、適法な請求と認めることはできない。

エ 石狩御場所宛の刀（アイヌと和人の交易に関する貴重な資料）の鞘の金属製被覆部分の剥離が激しいにもかかわらず放置されたままであり、その剥離が進行しているとの主張について

鞘に「イシカリ御場所」と墨書きされた刀については、1（3）監査によって確認した事実のア（オ）及びイ（エ）のとおり、関係職員の陳述及び監査委員による実地調査において、資料の一部が粉状に風化していることが確認されたが、風化が進行しないよう対策を講じて保管していることから、博物館における資料の管理として一般的に要求される注意義務を欠いているとはいえず、善良な管理者の注意をもって管理されていると認められる。

よって、請求人の主張を認めることはできない。

オ 民族衣装の刺しゅう糸の色調の退色が激しいとの主張について

民族衣装については、1（3）監査によって確認した事実のア（カ）及びイ（オ）のとおり、関係職員の陳述及び監査委員による実地調査において、刺しゅう

う糸の激しい退色は確認されず、また、展示は照明を配慮しながら行われ、収蔵庫における保管も適切であることが確認された。さらに、資料の貸出しについても対応が図られていることから、博物館における資料の管理として一般的に要求される注意義務を欠いているとはいえず、善良な管理者の注意をもって管理されていると認められる。

また、展示室の照明については「紫外線については無紫外線光源を（中略）用いる必要がある」（博物館ハンドブック）、「紋付袴やよそ行きのような繊細な織りの着物の場合には、一着ごとに衣装専門の包装用紙に包み防虫剤を入れた上で保管庫にしまうとよい。」（「資料取り扱いの手引き」平成16年3月財団法人日本博物館協会）と一般的には解釈されているところ、旭川市博物館では1（3）監査によって確認した事実のイ（オ）のとおり行われており、適切であると認められる。

よって、請求人の主張を認めることはできない。

カ 毛皮類の脱毛が激しいとの主張について

毛皮類については、1（3）監査によって確認した事実のア（キ）及びイ（カ）のとおり、関係職員の陳述及び監査委員による実地調査において、激しい脱毛は確認されず、また、1（3）監査によって確認した事実のア（ア）のとおり温湿度管理が行われていることから、博物館における資料の管理として一般的に要求される注意義務を欠いているとはいえず、善良な管理者の注意をもって管理されていると認められる。

なお、毛皮類の保管に係る温湿度について、「古文書類・絵画類・毛皮類などは標準温度より低目の15～20℃程度がよい」（博物館ハンドブック）、「資料の材質に応じて保管場所を確保し適切な温湿度を設定できることが理想である。」

（資料取り扱いの手引き）との解釈はあるが、1（3）監査によって確認した事実のア（キ）の説明内容は理解できるものであり、また、他の北海道内の公立博物館においても収蔵庫内の温湿度を資料の材質に応じて設定している状況は見受けられないことから、旭川市博物館における管理が適切でないとは認められない。

よって、請求人の主張を認めることはできない。

キ 土器の石膏複製品が無造作に資料収納箱に詰め込まれ壊れ易い状態に置かれているとの主張について

土器の石膏複製品については、1（3）監査によって確認した事実のア（ク）及びイ（キ）のとおり、関係職員の陳述及び監査委員による実地調査において、その全てが収蔵庫の棚で保管されていることが確認されたことから、博物館における資料の管理として一般的に要求される注意義務を欠いているとはいえず、善良な管理者の注意をもって管理されていると認められる。

よって、請求人の主張を認めることはできない。

(3) 結論

以上のとおり、事実関係の確認等に基づき、本件住民監査請求について次のとおり判断する。

本件住民監査請求のうち、儀礼用の刀の財産管理に係る主張については、財産の管理を怠る事実が特定認識できるよう個別的、具体的に摘示されているとは認められず、不適法な請求であることから却下することとし、その余の主張については、違法又は不当に財産の管理を怠る事実が認められず、請求に理由がないので棄却する。

第4 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、旭川市博物館の資料に係る財産管理について、教育委員会に対し、次の意見を付すものとする。

旭川市博物館の資料に係る財産管理については、本件監査によると関係する法令や基準等にのっとり良好に行われているものと思慮されるところであるが、現在、各学芸員のそれぞれの専門的知識により取り組まれている資料の保管、展示等について、職員が共通の認識に立ち、引き続き良好な状態で資料を管理し未来へ引き継いで行くために、その基本的な考え方を定め、資料の受入手続や定期点検の実施など資料の管理に係る共通手順を明文化するよう検討されたい。

(参考資料)

○地方財政法（抜粋）

（財産の管理及び運用）

第8条 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

○地方自治法（抜粋）

（財産の管理及び処分）

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 略

3 略

○旭川市物品管理規則（抜粋）

（職員の注意義務）

第9条 物品管理に関する事務を行う職員及び物品を使用する職員は、この規則その他物品に関する法令等に従うほか、常に善良な管理者の注意をもってその事務を行い、又は物品を使用しなければならない。

○博物館法（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 略

3 略

（設置及び運営上望ましい基準）

第8条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

○博物館の設置及び運営上の望ましい基準（抜粋）

（資料の収集、保管、展示等）

第5条 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係

る学術研究の状況，地域における当該実物等資料の所在状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して，基本的運営方針に基づき，必要な数を体系的に収集し，保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）し，及び展示するものとする。

- 2 博物館は，実物等資料について，その収集若しくは保管が困難な場合，その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には，必要に応じて，実物等資料を複製，模造若しくは模写した資料又は実物等資料に係る模型（以下「複製等資料」という。）を収集し，又は製作し，当該博物館の内外で活用するものとする。その際，著作権法（昭和45年法律第48号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする。
- 3 博物館は，実物等資料及び複製等資料（以下「博物館資料」という。）に関する図書，文献，調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集，保管及び活用に努めるものとする。
- 4 博物館は，その所蔵する博物館資料の補修及び更新等に努めるものとする。
- 5 博物館は，当該博物館の適切な管理及び運営のため，その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとする。
- 6 博物館は，当該博物館が休止又は廃止となる場合には，その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により，当該博物館資料及び図書等が適切に保管，活用されるよう努めるものとする。

（展示方法等）

第6条 博物館は，基本的運営方針に基づき，その所蔵する博物館資料による常設的な展示を行い，又は特定の主題に基づき，その所蔵する博物館資料若しくは臨時に他の博物館等から借り受けた博物館資料による特別の展示を行うものとする。

- 2 博物館は，博物館資料を展示するに当たっては，当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する利用者の関心を深め，当該博物館資料に関する知識の啓発に資するため，次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。
 - (2) 展示の効果を上げるため，博物館資料の特性に応じた展示方法を工夫し，図書等又は音声，映像等を活用すること。
 - (3) 前項の常設的な展示について，必要に応じて，計画的な展示の更新を行うこと。

（施設及び設備）

第15条 博物館は，次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

- (1) 耐火，耐震，防虫害，防水，防塵，防音，温度及び湿度の調節，日光の遮断又は調節，通風の調節並びに汚損，破壊及び盗難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備
- (2) 青少年向けの音声による解説を行うことができる機器，傾斜路，点字及び外国語による表示，授乳施設その他の青少年，高齢者，障害者，乳幼児の保護者，外国人等の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備
- (3) 休憩施設その他の利用者が快適に観覧できるよう，利用環境を整備するために必要な施設及び設備